

令和8年度 市有財産先着受付順売却

参 加 案 内



財政局 財政部 管財課

目次

1 売払物件	2
2 買受申込み	3
3 申込者の資格	5
4 申込みの無効事項.....	5
5 買受者の決定	5
6 契約保証金	6
7 契約に関する事項.....	6
8 契約上の主な特約.....	7
9 契約の解除	7
10 売買代金の納付.....	7
11 所有権の移転	8
12 所有権の移転登記及び費用負担	8
13 その他	8
14 問合せ先.....	8

先着受付順売却 参加案内

市有財産(土地)を次の要領で先着受付順に売払います。

1 売払物件

番号	所在、地番	地目	地積(㎡)	売却価格(円)
1	西庄1063番148	宅地	104.12	4,150,000
	西庄1063番149	宅地	108.13	
2	今福二丁目7番8	宅地	126.23	7,430,000
3	雄松町二丁目16番	宅地	9.60	10,600,000
	雄松町二丁目17番	宅地	108.57	
	雄松町二丁目18番	宅地	128.07	
	雄松町二丁目19番	宅地	121.95	
4	雄松町五丁目21番1	公園	655.81	36,600,000
5	つつじが丘三丁目9番1	宅地	186.35	5,810,000
6	つつじが丘三丁目9番3	宅地	194.13	6,370,000
7	つつじが丘三丁目9番5	宅地	180.03	5,900,000
8	つつじが丘三丁目9番6	宅地	180.22	5,620,000
9	つつじが丘三丁目9番7	宅地	178.52	4,800,000
10	つつじが丘三丁目21番11	宅地	184.00	5,810,000
11	つつじが丘三丁目28番11	宅地	185.14	6,000,000
12	つつじが丘三丁目28番15	宅地	186.98	6,060,000
13	つつじが丘三丁目29番4	宅地	172.34	9,660,000
	つつじが丘三丁目29番9	宅地	172.83	
14	つつじが丘三丁目29番5	宅地	172.78	9,690,000
	つつじが丘三丁目29番8	宅地	173.17	
15	つつじが丘三丁目29番10	宅地	172.90	5,570,000

※各物件の詳細は、物件資料をご確認ください。

※売却物件への案内や現場説明は行いませんので、事前に物件資料を参考に必ず御自身で現地を確認してください。現地確認の際は、路上駐車や騒音等により周辺住民の方々の迷惑とならないよう十分注意してください。

2 買受申込み

(1) 申込方法

① 受付場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課

② 受付期間

令和8年11月17日(火)から令和9年2月26日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く)の午前9時から午後5時まで

③ 申込方法

受付期間内に、[(2)必要書類]で示す書類を、受付場所に直接持参してください。持参以外の方法(郵送、ファックス等)によるものは、受け付けできません。

(2) 必要書類

◇ 個人の場合

ア 市有財産先着受付順売却申込書 (ホームページ掲載様式)

イ 誓約書 (ホームページ掲載様式)

ウ 照会承諾書 (ホームページ掲載様式)

エ 住民票の写し

オ 印鑑証明書

カ 市町村税の完納証明書

完納証明書を発行していない市町村又は市民税が特別徴収等で完納証明書が発行されない場合については、以下の証明書を提出してください。

- ・市民税の納税証明書又は非課税証明書(直近2年度分)
- ・固定資産税の納税証明書又は非課税証明書(直近2年度分)
- (非課税証明書を発行していない市町村については本市発行の非課税証明書)

キ 身分証明書

本籍地を所管する市区町村役場の戸籍係(和歌山市に本籍がある方であれば、1階市民課窓口)で取得できます。免許証等のいわゆる本人確認書類とは異なりますので、ご注意ください。

ク 登記されていないことの証明書

全国の法務局・地方法務局の本局で取得できます。

ケ （物件5～15に申し込む場合のみ） 受領書

受領書は、物件資料の末尾に添付しています。

物件資料の「ご契約予定のお客様へ（了解事項説明書）」について、記載内容を必ずよくお読みいただき、内容を十分にご確認・ご理解いただいたうえで、受領書に署名・捺印のうえ申込時にご提出ください。

◇ 法人の場合

ア 市有財産先着受付順売却申込書（ホームページ掲載様式）

イ 誓約書（ホームページ掲載様式）

ウ 照会承諾書（ホームページ掲載様式）

エ 履歴事項全部証明書

オ 印鑑証明書

カ 市町村税の完納証明書

完納証明書を発行していない市町村又は市民税が特別徴収等で完納証明書が発行されない場合については、以下の証明書を提出してください。

- ・市民税の納税証明書又は非課税証明書（直近2年度分）
- ・固定資産税の納税証明書又は非課税証明書（直近2年度分）
（非課税証明書を発行していない市町村については本市発行の非課税証明書）

キ （物件5～15に申し込む場合のみ） 受領書

受領書は、物件資料の末尾に添付しています。

物件資料の「ご契約予定のお客様へ（了解事項説明書）」について、記載内容を必ずよくお読みいただき、内容を十分にご確認・ご理解いただいたうえで、受領書に署名・捺印のうえ申込時にご提出ください。

◆留意事項（個人・法人共通）

・各証明書は、発行後3か月以内のものが1通必要です。

・複数物件に申し込む場合、市有財産先着受付順売却申込書及び誓約書は、申込物件毎に提出が必要です。その他の書類については、各1通で構いません。

- ・共有名義で申込む場合、共有者全員の各証明書及び誓約書が必要です。
- ・必要に応じて、上記に加えて他にも書類を提出いただく場合があります。

3 申込者の資格

- ◆申込資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録をしている法人とします。2名以上の連名による申込みも可能です。
- ◆なお、次の事項に該当する者は、申込みすることができません。
 - (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)及び同法の規定による固定資産税を滞納している者
 - (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に定める者及び同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがされている者
 - (5) 和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書2に規定する排除措置の対象となる法人等である者

4 申込みの無効事項

- ◆次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とします。
 - (1) 申込資格者でない者が申し込んだとき
 - (2) 金額、氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱若しくは不明なとき。
 - (3) 金額を訂正した申込書による申込み。
 - (4) 申込者の印鑑が登録したものと違ったとき。
 - (5) 申込みに関し、担当職員の指示に従わなかったとき。

5 買受者の決定

- ◆買受者の決定は、有効な受付の先着順に書類審査を行い、買受者及び補欠者(3名まで)を決定します。

- ◆同日に複数の申込みがあったときは、後日、公開抽選を行い、買受者及び補欠者を決定します。

【例1】

Aさんが「11月17日 午前9時」に申込み

Bさんが「11月17日 午後4時」に申込み

→ AさんとBさんは同順位となり、後日公開抽選により買受者及び補欠者を決定します。

【例2】

Aさんが「11月17日 午前9時」に申込み

Cさんが「11月18日 午前9時」に申込み

→ Aさんが買受者となり、Cさんは補欠者となります。

- ◆買受者又は補欠者は、その権利を他の人に譲ることはできません。
- ◆買受者が決定したときは、市有財産売払決定通知書をもって、その旨及び契約の締結について必要事項を買受者に通知します。

6 契約保証金

(1) 受付期間

買受者決定後、契約締結時まで。

(2) 納付方法

契約担当課で納付書の発行を受け、金融機関で納付してください。

(3) 留意事項

- 契約保証金は、契約金額の100分の10以上に相当する額を納付しなければなりません。
なお、契約保証金には、利息を付さないものとします。
- 売買代金が契約締結時に納付される場合は、契約保証金を免除します。
- 契約保証金は、売買代金が納付された後に還付します。

7 契約に関する事項

- ◆契約書の見本は、和歌山市財政局財政部管財課で確認することができます。
- ◆買受者は、買受者決定の日から7日以内に、市有財産売買契約書により売買契約を締結するものとします。ただし、売買契約締結期限延長に関する申請を行った者で、売買契約締結期限延長決定通知書の交付を受けたものは、決定を受けた期限までに売買契約を締結するものとします。

8 契約上の主な特約

◆物件の売買契約には、次の特約を付します。

(1)用途の制限

買受者は、契約締結の日から5年間、売買物件を次のア～エに掲げる用途に使用することはできません。なお、第三者に所有権を移転し、又は権利を設定する場合は、その残存期間について、これらの用途の制限を継承させなければなりません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業その他これらに類する業

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所(暴対法第15条第1項に規定する事務所をいう。)その他公序良俗に反する用途

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に係る業

エ 競馬法施行令(昭和23年政令第242号)第2条第1項(同令第17条の7において準用する場合を含む。)に規定する場外設備、自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令97号)第14条第1項に規定する場外車券発売施設、小型自動車競走法(平成25年法律第208号)第8条第3項に規定する場外車券売場及びモーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第5条第3項に規定する場外発売場並びにこれらに類する施設

(2)違約金

買受者が上記(1)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30の違約金を和歌山市に支払うものとします。

(3)実地調査

必要に応じ、上記(1)の履行状況を確認するため、随時実地調査を行います。

9 契約の解除

◆契約者が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。この場合、契約保証金は、和歌山市に帰属します。

(1)期限内に契約を履行しないとき又はその見込みがないとき。

(2)本市職員の指示監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。

(3)契約事項に違反したとき。

(4)契約者として必要な資格が欠けたとき。

10 売買代金の納付

◆買受者は、売買代金を契約締結の日から20日以内に一括で納付していただきます。

11 所有権の移転

- ◆所有権は、売買代金が完納された後、和歌山市から買受者に移転します。

12 所有権の移転登記及び費用負担

- ◆所有権の移転登記手続は、売買代金完納後、買受人の登記嘱託請求により、和歌山市が行います。
- ◆所有権移転登記費用、登録免許税及び所有権移転後の原因により生じた公租公課等は、買受者の負担になります。
- ◆売買契約書(本市保管のもの1部)に貼付する収入印紙は、買受者の負担になります。

13 その他

- ◆この先着受付順売却参加案内に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、和歌山市契約規則及び和歌山市財務規則の定めるところにより処理します。
- ◆個人名(法人名)を除き、売買契約等の結果は公表します

14 問合せ先

(1)申込手続に関すること

和歌山市 財政局 財政部 管財課 財産管理活用班

☎ 073-435-1032

(2)物件及び契約に関すること

下記の質問フォームよりご提出ください。

質問フォーム:<https://logoform.jp/f/1oCM2>



(3)留意事項

- ◆申込手続に関するご質問を除き、お電話でのご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。インターネット環境がない等、質問フォームへの入力ができない場合は管財課までご相談ください。
- ◆いただいたご質問には、原則として 3 営業日以内にメールで回答いたします。お急ぎの場合は余裕をもって早めにご提出ください。
- ◆いただいたご質問は、質問者の情報を伏せたうえでホームページ上に公開します。

◆今回の先着受付順売却の物件及び契約に関するご質問以外にはお答えできませんので、
あらかじめご了承ください。